

指定（許可）更新の取扱いについて

指定更新とは

- 指定事業者の基準適合状況を確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。
- 指定事業者は、指定日（前回更新日）から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。（介護保険法第70条の2、第86条の2等）
- 当該有効期間を更新するには、事前に更新申請を行う必要があります。
- 指定の更新は、事業所（施設）ごとに行います。

これまでの取扱いでは、「居宅サービス」と「介護予防サービス」など同一事業所番号で同一所在地で一体的に運営している場合でも、有効期間が異なる場合、指定の更新のタイミングがずれているため、それぞれのサービスごとの更新のタイミングで更新手続きが必要でした。

今後の取扱い

指定事業所番号が同一で同一所在地で一体的に運営している「居宅サービス」と「介護予防サービス」（※）については、先に指定更新を迎えるサービスと同時に更新申請の手続きを行うことで、有効期間を揃えることができる取扱いを可能とします。

→ 本取扱いにより、指定の有効期間が揃うため、同時に更新手続きが可能となります。

※ 指定事業所番号が同一で同一所在地で一体的に運営している「居宅サービス」と「介護予防サービス」とは、①～⑪のいずれかの場合です。

- ① 訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を一体的に運営している場合
- ② 訪問看護と介護予防訪問看護を一体的に運営している場合
- ③ 訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションを一体的に運営している場合
- ④ 居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導を一体的に運営している場合
- ⑤ 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを一体的に運営している場合
- ⑥ 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を一体的に運営している場合
- ⑦ 短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護を一体的に運営している場合
- ⑧ 特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護を一体的に運営している場合
- ⑨ 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与を一体的に運営している場合
- ⑩ 特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売を一体的に運営している場合
- ⑪ ⑨と⑩を一体的に運営している場合

更新の際には、①②どちらかを選択してください。

① <居宅サービスと介護予防サービスの指定有効期間を揃えることを希望する場合>



先に指定更新を迎えるサービスの更新時期に合わせて、前倒しで指定更新の手続きを行うことで、両方の有効期間を揃えて、指定更新を行います。

居宅サービスと介護予防サービスの指定有効期間が揃い、同時に更新手続きが可能となります。

※ 指定有効期間を揃える場合は、先に指定更新を迎えるサービスの更新申請を行う際に、前倒しで指定の更新書類を提出するとともに、有効期間を合わせて更新する旨の申出書を提出してください。

【例】

令和2年9月30日満了の短期入所生活介護と令和3年9月30日満了の介護予防短期入所生活介護について、有効期間を揃える更新を希望する場合

提出書類は、①短期入所生活介護の指定更新書類

②介護予防短期入所生活介護の指定更新書類

③指定有効期間をあわせて更新する旨の申出書 が必要です。

② <居宅サービスと介護予防サービスの指定有効期間を揃えることを希望しない場合>



居宅サービスと介護予防サービスとそれぞれの指定有効期間に合わせて、異なる時期に更新手続きが必要になります。

居宅サービスと介護予防サービスのそれぞれの更新時期に合わせて更新手続きが必要です。

別紙指定更新に係る流れ（図）もあわせてご覧ください。